

労働者派遣事業に係わる情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の規定に従い
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 平成27年3月21日から
平成28年3月20日まで

許可番号	派 13-304942	許可年月日	平成23年7月1日
事業所の名称	SGフィルダー株式会社 ジョブセンター尼崎		
事業所の所在地	(〒660-0807) 兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番26号 尼崎ステーションビル6階607号室		

①派遣労働者の数

派遣労働者の数(1日平均)	78	(人)
---------------	----	-----

②労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数)	33	(件)
----------------------	----	-----

③派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

派遣労働者に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	12,033	(円)
派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	8,182	(円)
マージン率(小数点第2位以下を四捨五入)	32.0%	(%)

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料や有給休暇費用、教育訓練費や福利厚生費なども含まれています。

④教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施期間	実施主体	賃金支給の有無	労働者費用負担の有無
ビジネスマナー 作業の手順等に関する教育	全派遣 労働者	Off-JT	0.5(時間)	派遣先 事業主	有	無
リーダー基礎研修	入社6ヶ月 以上の派 遣労働者	Off-JT	6(時間)	派遣元 事業主	有	無

⑤その他派遣労働者事業の業務に関し参考と認められる事項

福利厚生等	社会保険、労働保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断
各種サポート等	キャリアカウンセリング、資格取得支援(フォークリフト運転者)、 給与仮払い制度(規定あり)、各種相談専用窓口の設置

・何でも相談窓口TEL:0120-055-844(パワハラ・セクハラ相談等)
・健康相談窓口URL:<http://www.kenpo.gr.jp/sgh/hoken/dial/index.htm>